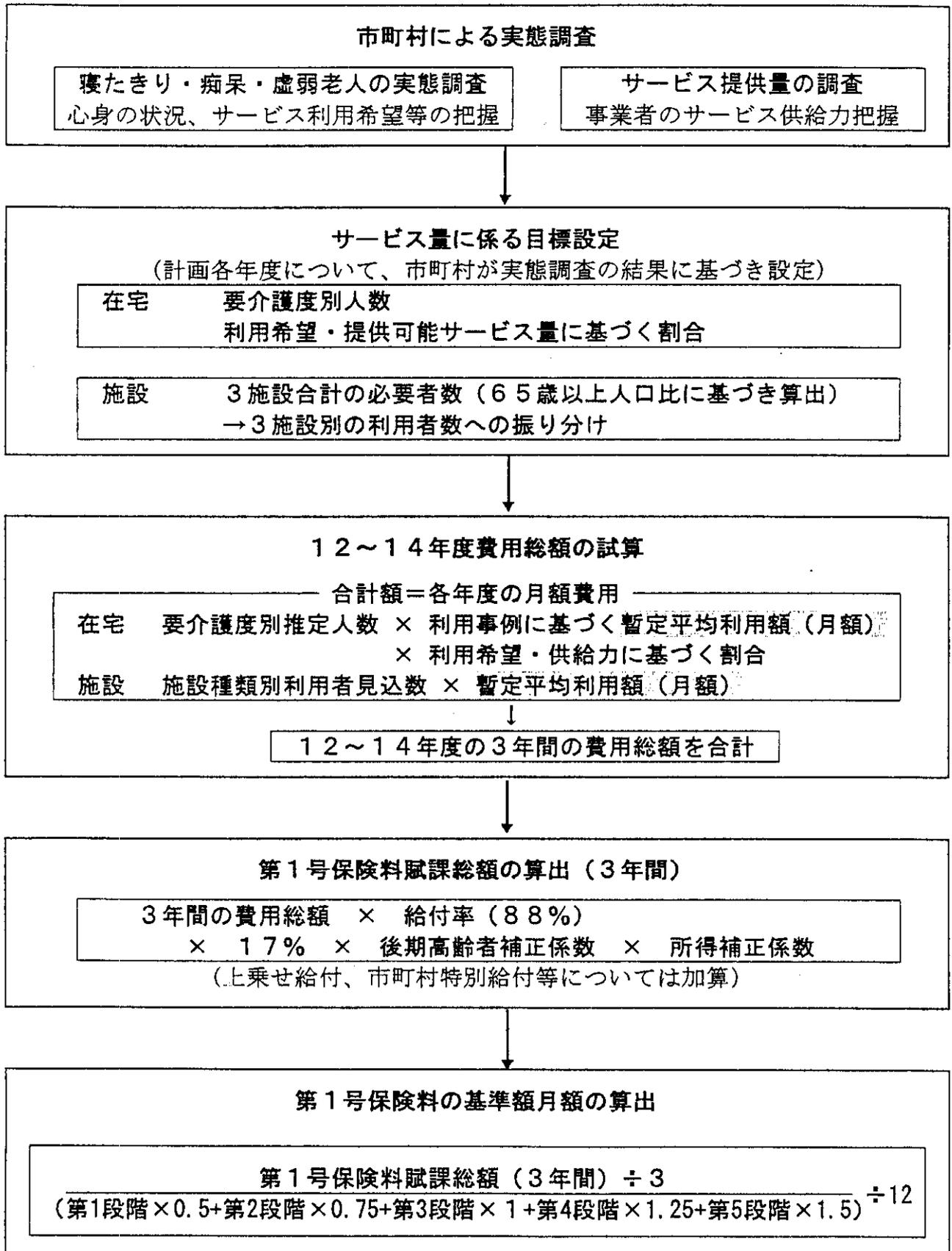
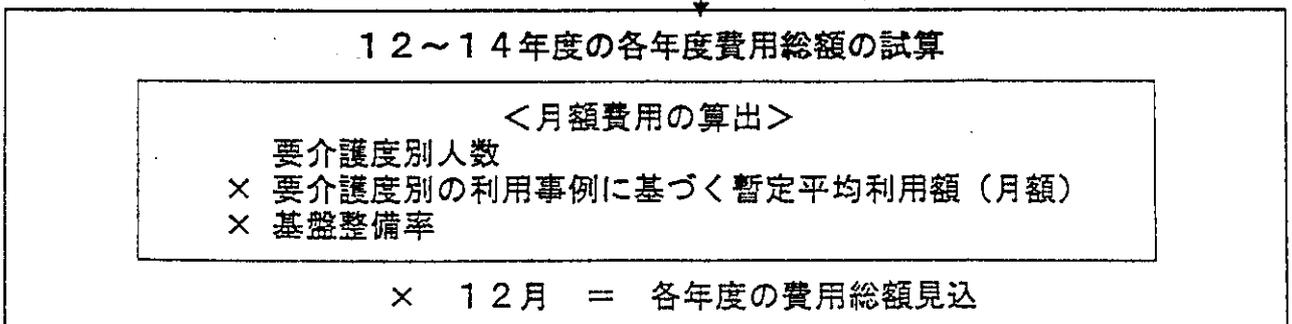
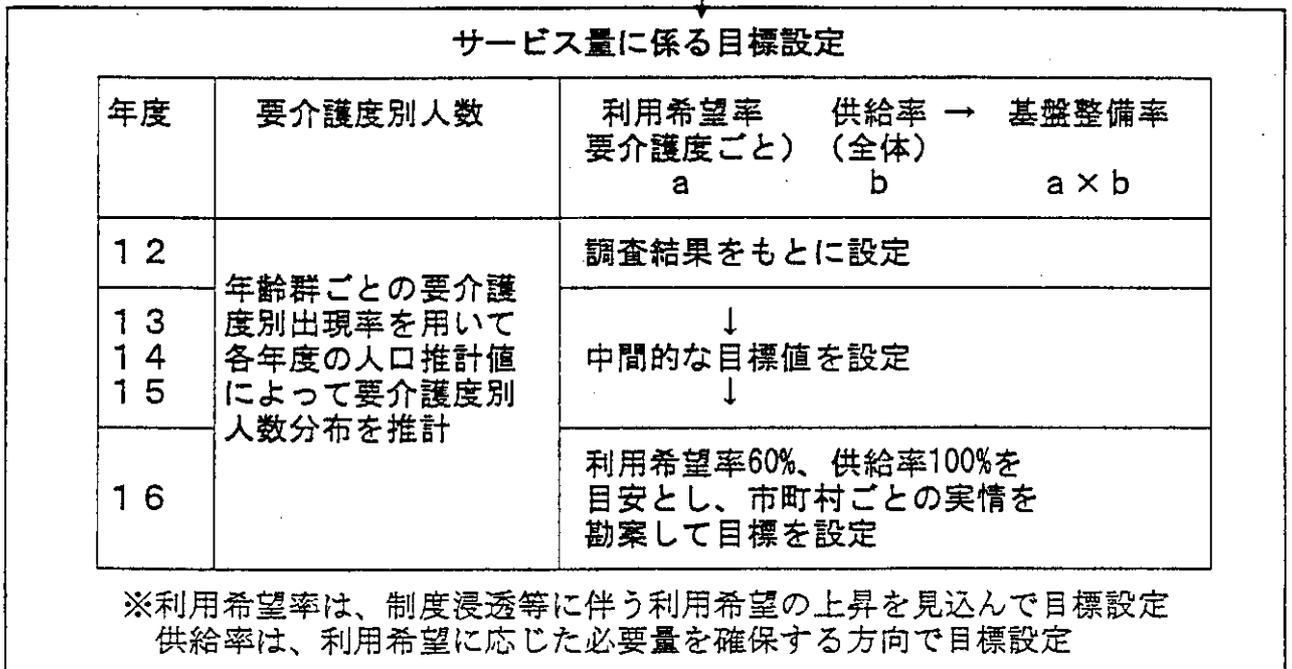
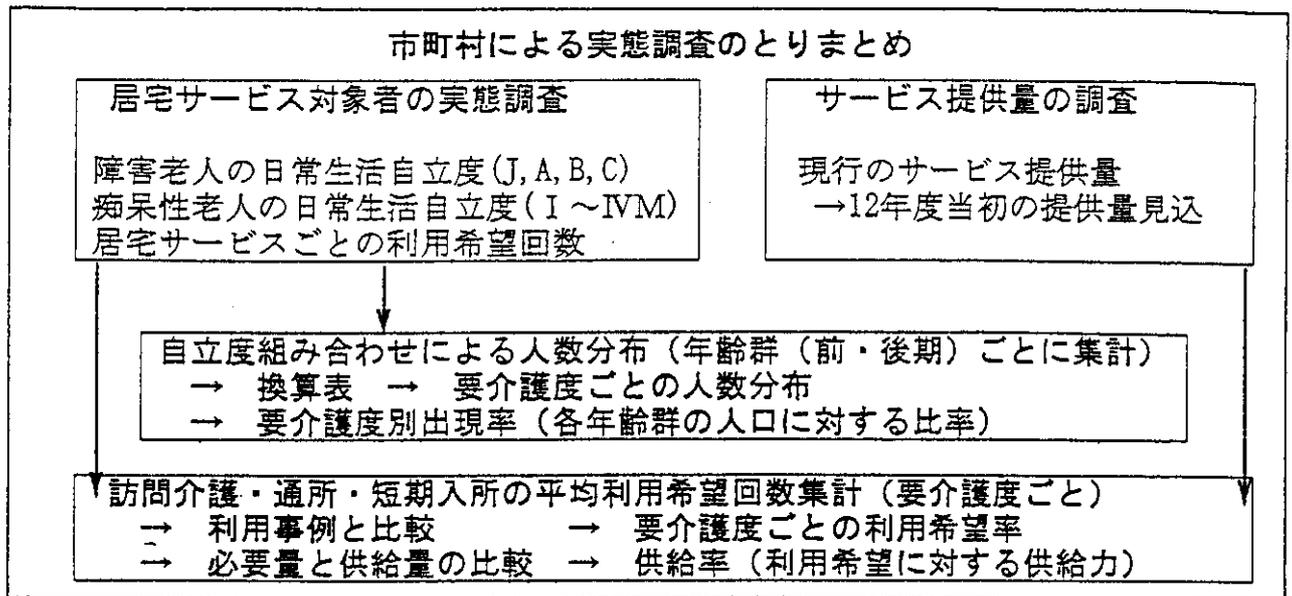


実態調査に基づく簡易な費用試算と第1号保険料の算定手順

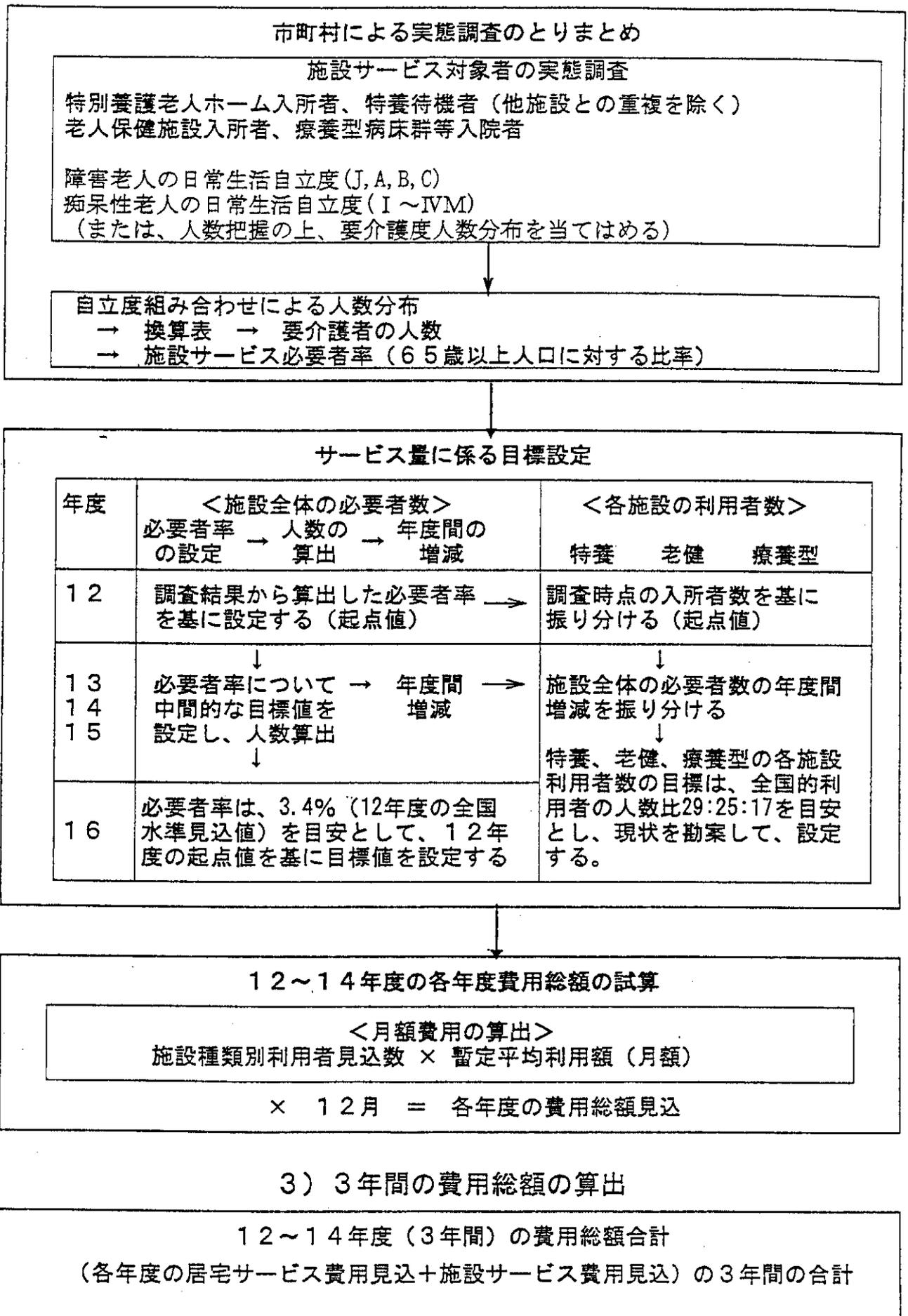


実態調査に基づく簡易な費用試算の手順

1) 居宅サービスに係る試算手順



2) 施設サービスに係る手順



第一号保険料率の推計のためのワークシート

- 本ワークシートは、現在、各市町村において実施している、市町村介護保険事業計画策定のための需要量調査等の結果等をもとに、各市町村において、平成12年度施行当初の第一号保険料率がどの程度になるのかを粗く推計するためのものである。
- ここで示した諸係数等は、現段階での仮のものであり、最終的な第1号保険料率は、各市町村の介護保険事業計画に基づき、国が予算編成時期までに示す予定の諸係数等をもとに、平成11年度末までに各市町村の議会の議を経て設定されるものである。

1. 標準給付費見込み額 (A)

$$\text{標準給付費見込額 (A)} = \boxed{\text{費用推計額の合計}} \times 0.88 \text{ (実効給付率)}$$

○費用推計額の合計は、平成12～14年度の合計の費用推計額

2. 後期高齢者補正係数 (B)

0.065

=

$$\boxed{\text{当該市町村の前期高齢者加入率}} \times 0.024 \text{ (全国の前期要介護発生率)} + \boxed{\text{当該市町村の後期高齢者加入率}} \times 0.123 \text{ (全国の後期要介護発生率)}$$

○前期・後期高齢者加入率

: 平成12～14年度の見込数の平均により求める

見込の立て方としては、当該市町村のそれぞれの階層のトレンドで伸ばして算定するほか、全国平均の伸び率により伸ばして算定することも考えられる。

(参考) 全国平均の伸び率見込

前期高齢者加入者数; 1.2

後期高齢者加入者数; 1.3

※1 $0.065 = 0.586 \text{ (全国の前期高齢者加入率)} \times 0.024 \text{ (全国の前期要介護発生率)} + 0.414 \text{ (全国の後期高齢者加入率)} \times 0.123 \text{ (全国の後期要介護発生率)}$

※2 実際の調整交付金の算定の際の係数(全国の前期・後期加入率、全国の前期・後期要介護発生率)は、全国の市町村からの報告を踏まえて算出されるものであり、かつ、各年度ごとに異なりうるものである。

3. 所得補正係数 (C)

$$= 1 - (0.5 \times \boxed{\text{第1段階被保険者(市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者)の割合}} \\ + 0.25 \times \boxed{\text{第2段階被保険者(市町村民税世帯非課税者)の割合}} \\ - 0.25 \times \boxed{\text{第4段階被保険者(市町村民税課税者のうち合計所得金額が250万円未満の者)の割合}} \\ - 0.5 \times \boxed{\text{第5段階被保険者(市町村民税課税者のうち合計所得金額が250万円以上の者)の割合}})$$

- 各段階の人数分布は、現在、自市町村に住所を有している65歳以上の者について、直近の把握可能な所得状況(平成9年中所得)を把握して算定する。
- なお、平成12～14年度中の所得状況が現状と著しく異なっていることが見込まれる場合に補正を行っても構わない
- 5段階の人数分布の把握が困難な市町村にあつては、全国の分布状況を用いて推計することや、市町村民税が非課税の者のうち世帯非課税となる者の推計に当たっては、当該市町村の65歳以上の高齢者の単独世帯及び夫婦世帯の割合を乗ずることも考えられる

※1 所得段階別の割合の弾力化や6段階による設定を行う市町村であっても、補正係数は上記算定式により算定する。

※2 実際の算定の際には、全国平均との乖離を補正すること等から、毎年度、全市町村からの所得段階別の被保険者数の報告をもとに、下記算式により所得補正係数を求めることとなる。

$$\text{所得補正係数} = 1 - \{0.5 \times (\text{当該市町村の第1段階の割合} - \text{全国の第1段階の割合}) + 0.25 \times (\text{当該市町村の第2段階の割合} - \text{全国の第2段階の割合}) \\ - 0.25 \times (\text{当該市町村の第4段階の割合} - \text{全国の第4段階の割合}) - 0.5 \times (\text{当該市町村の第5段階の割合} - \text{全国の第5段階の割合})\}$$

(参考) 第1段階から第5段階の全国ベースの分布見込

第1段階：2.2% 第2段階：28.4% 第3段階：45.7% 第4段階：14.4% 第5段階：9.2%

4. 保険料賦課総額(標準給付分の3年間の総額) (D)

$$= \boxed{\text{3年間の標準給付見込み額の総和(A)}} \times 0.17 \times \boxed{\text{後期高齢者補正係数(B)}} \times \boxed{\text{所得補正係数(C)}}$$

※1 所得水準が高く、後期高齢者割合が低い市町村において、仮に $(0.17 \times B \times C) > 0.22$ となる場合は、 $(0.17 \times B \times C) = 0.22$ として計算する。

※2 上記算定式は、災害時等に交付される特別調整交付金が存在すること等を考慮していないため、実際の保険料賦課総額とは一致しない。

※3 なお、特別調整交付金による交付事由として現段階で考えられるものは、災害等の特別の事由及び給付水準の違いのうち特に過大な部分であるが、これらの具体的な内容については、現在、各市町村が実施している介護保険事業計画策定のためのサービスの需要量の見込み等を踏まえて、今後検討する考えである。

(参考)

特別調整交付金の交付枠を $\alpha\%$ (総給付費に対する国全体の特別調整交付金の割合)とした場合の算定式

$$\text{保険料賦課総額(標準給付分)} (D) = \text{標準給付費見込み額(A)} \times (0.17 \times \text{後期高齢者補正係数(B)} \times \text{所得補正係数(C)} + \alpha/100) \\ - \text{特別調整交付金交付額}$$

$$5. \text{ 保険料賦課総額 (E) } = (\text{標準給付分保険料賦課総額 (D)} + \text{上乗せ給付の見込額} + \text{市町村特別給付の見込額} + \text{保健福祉事業の見込額}) \div \text{予定保険料収納率} \div 3$$

○上記式により平成12～14年度の3年間の1年の平均の賦課総額が算定される。

○上乗せ給付、市町村特別給付及び保健福祉事業については、現時点で見込まれる給付費等がある場合は当該見込まれる額を代入する（特段見込まれない場合には0とする）。この場合でも、上乗せ、横出し等を行わない場合の保険料率もあわせて算定して両者の比較を行うことが適当と考えられる。

○予定保険料収納率は、特別徴収の対象となりうる者の割合が約8割と見込まれることから、当該市町村の直近の65歳以上の国保被保険者の保険料（税）収納率（x）（広域連合等については、構成市町村の平均値）を用いて次式により算定する。

$$\text{予定保険料収納率} = 1 - \{ (1 - x) \times 0.2 \}$$

※ 財政安定化基金拠出金（保険料賦課総額の0.5%）については、平成12～14年度の給付費の支出が概ね35か月分となることから、特段の上乗せを行っていない。

$$6. \text{ 保険料基準額月額} = \text{保険料賦課総額 (E)}$$

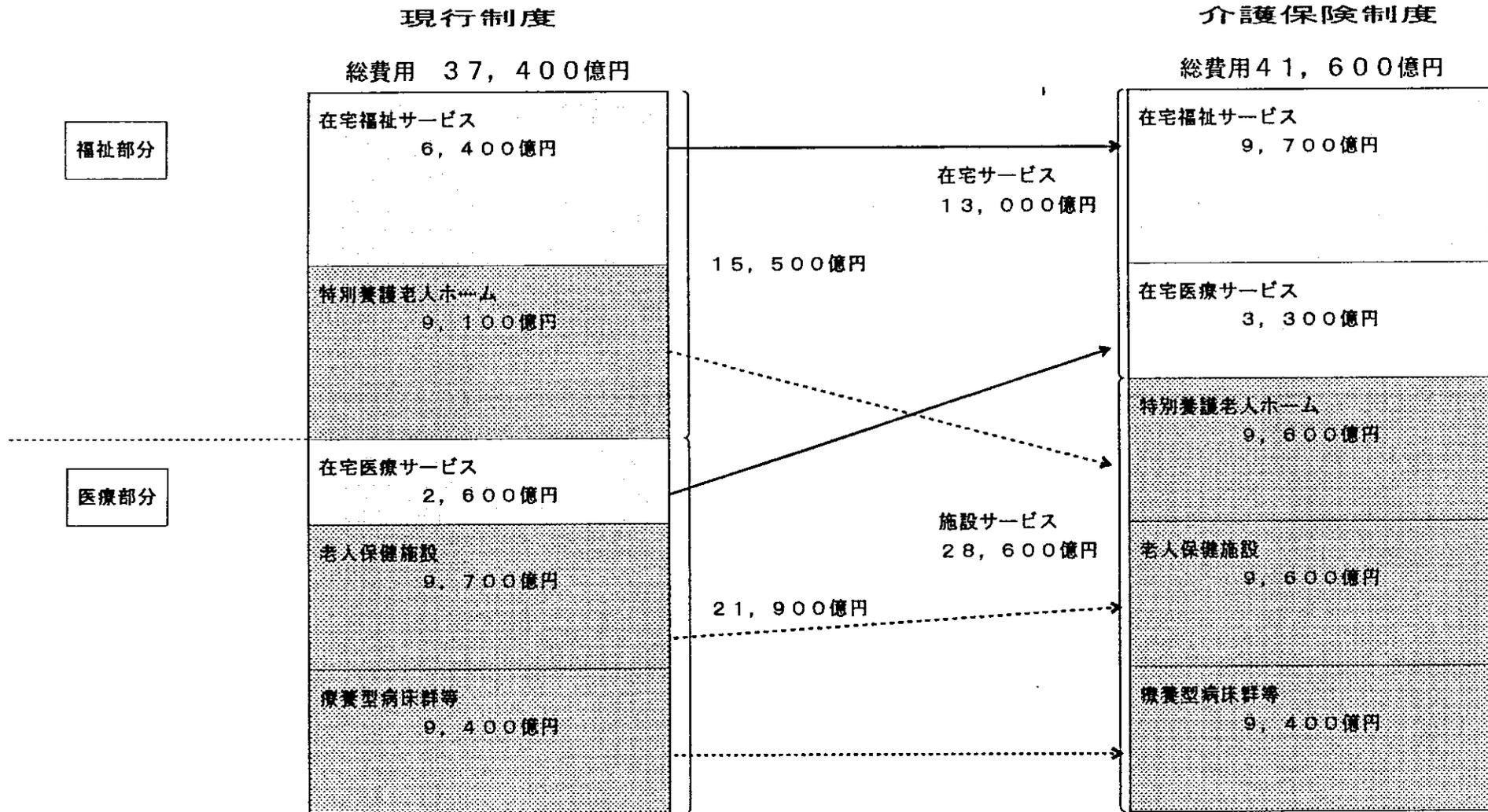
$$\begin{aligned} & \div (0.5 \times \text{第1段階被保険者数 (市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者及び生活保護受給者)} \\ & + 0.75 \times \text{第2段階被保険者数 (市町村民税世帯非課税者)} \\ & + 1 \times \text{第3段階被保険者数 (市町村民税本人非課税者)} \\ & + 1.25 \times \text{第4段階被保険者数 (市町村民税課税者のうち合計所得金額が250万円未満の者)} \\ & + 1.5 \times \text{第5段階被保険者数 (市町村民税課税者のうち合計所得金額が250万円以上の者)}) \\ & \div 12 \end{aligned}$$

○各段階別の被保険者数は平成12～14年度の平均数。

把握困難な場合の推計方法等については、3. 参照。

※ 所得段階別の割合の弾力化や6段階による設定を行う市町村については、当該弾力化等した基準に合わせて適宜変更する。

費用負担の変化（現行制度との比較）（全国、平成12年度ベース、平成7年度価格）



(資料5)

「全国市長会公表資料」

介護保険第1号保険料の試算状況

平成11年1月

| 人口区分 | 全都市数 (平成10年12月 1日現在) | 全回答市 (市数) |
|----------------------|----------------------------|--------------|
| 人口10万以上の市 | 225 | 40 |
| 人口5万以上～ 人口10万未満の市 | 224 | 40 |
| 人口5万未満の市 | 221 | 50 |
| 合計 | 670 | 130 |

| 人口区分 | 全回答市(円) |
|---------------------------|---------|
| 保険料平均額(全回答市) | 3,040 |
| “(人口10万以上の回答市) | 3,138 |
| “(人口5万以上～ 人口10万未満の回答市) | 3,060 |
| “(人口5万未満の回答市) | 2,946 |

| 介護保険料 | 全回答市(市数) |
|-------------------|----------|
| 2,000円未満 | 4 |
| 2,000円以上～2,500円未満 | 28 |
| 2,500円以上～3,000円未満 | 41 |
| 3,000円以上～3,500円未満 | 27 |
| 3,500円以上～4,000円未満 | 21 |
| 4,000円以上～4,500円未満 | 3 |
| 4,500円以上～5,000円未満 | 3 |
| 5,000円以上 | 3 |

これは、厚生省が示した試算方法による第1号保険料の試算結果であり、平成11年1月14日までに回答があったものである。

